

平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

和泊町は全ての比率において早期健全化

(経営健全化) 基準をクリアしています

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

健全化判断比率

(単位 : %)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
和 泊 町	-	-	14.9	109.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「-」を記載した。

資金不足比率

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20%
下水道事業特別会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

資金不足比率がないため「-」を記載した。